

令和 8 年 第 1 回 (3 月)

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案 (追 加)

(議 案 第 6 8 号 ・ 議 案 第 6 9 号)

令和8年第1回（3月）川口市議会定例会追加議案目次（一般議案）

議案第 68号	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……	1
議案第 69号	専決処分の承認について（民事調停について） ……………	3

議案第 68号

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については」を削り、「383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

円 12,900	円 13,700	円 14,500
円 11,300	円 12,100	円 12,900
円 9,700	円 10,500	円 11,300

を

「

円 13,340	円 14,170	円 15,000
円 11,670	円 12,500	円 13,340
円 10,000	円 10,840	円 11,670

に改める。」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた川口市消防団員等公務災害補償条例第6条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第5条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給す

べき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和8年3月12日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 69号

専決処分の承認について

市有地の占有に係る土地売払協議申立事件に係る調停案の受入れについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月12日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

市有地の占有に係る土地売払協議申立事件に係る調停案の受入れについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年2月9日

川口市長 岡村 ゆり子

民事調停について

市有地の占有に係る土地売払協議申立事件について、次の調停条項によって調停を成立させるものとする。

1 申立人

川口市

2 相手方

(1) 川口市在住 A氏

(2) 東京都文京区在住 B氏

3 調停条項

(1) 申立人は、本日、相手方Aに対し、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を別紙土地売買契約書（以下「本件契約書」という。）の条件にて、代金168万4499円で売り渡し、相手方Aはこれを買受ける。

(2) 申立人と相手方Aは、本件契約書第4条に関し、「本契約と同日に」とあるのを「2026年3月13日までに」と変更することに合意する。

(3) 相手方Aは、申立人に対し、本件土地の所有権移転登記嘱託手続を委託し、申立人はこれを受託して、本件土地の所有権移転の登記を嘱託する。

(4) 相手方Aは、申立人に対し、2026年3月13日までに前項の移転登記のための登録免許税2万800円については領収証書を、本件契約書に貼付する収入印紙代1000円については同額の収入印紙を、それぞれ申立人へ交付する方法により負担する。

(5) 相手方Aは、申立人に対し、前項の期日までに本件契約書及び3項の嘱託登記のために必要な書類を交付する。

(6) 申立人及び相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件土地の売買に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(7) 調停費用は各自の負担とする。

別 紙

物 件 目 録

所 在 川口市上青木3丁目
地 番 1番67
地 目 宅地
地 積 8.59平方メートル

別 紙

土 地 売 買 契 約 書

土地売渡人 川口市（以下「甲」という。）と土地買受人 （以下「乙」という。）とは、土地売買につき、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲が乙に売却する物件（以下「売買物件」という。）は、甲が所有する末尾記載の土地とする。

（売買代金）

第3条 本契約上の土地の売買代金（以下「土地代金」という。）は、末尾記載の土地の価格欄記載のものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、本契約と同日に、前条の土地代金を甲の発行する納入通知書により川口市指定金融機関に納付しなければならない。

（登記嘱託）

第5条 売買物件の所有権移転登記は、前条の土地代金支払完結後、甲が嘱託により行うものとする。ただし、登録免許税その他所有権移転登記に要する費用は、一切乙の負担とする。

（所有権の移転及び引渡し）

第6条 第4条の規定により乙が土地代金を納付した時に、売買物件の所有権は乙に移転し、甲は乙に当該物件を現状で引き渡したものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件の数量の不足があること並びに売買物件が契約の内容に適合しない状態がある場合でも、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙は、この契約の締結後、売買物件に工作物・地中埋設物等が残置されていることを確認した場合でも、撤去及び処分に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、隣地境界についての異議、その他求償の申し出をすることができない。

（契約の費用）

第8条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（裁判管轄）

第9条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する地方裁判所に行うものとする。

（疑義等の決定）

第10条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人（甲） 川口市青木2丁目1番1号

川口市

川口市長

買受人（乙）

土地の表示

所在地番	地目	登記記録面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
川口市上青木三丁目1番67	宅地	8.59㎡	8.59㎡

土地の価格

1㎡あたり価格	土地代金
金196,100円	金1,684,499円